

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

松本産業株式会社

平成 2 2 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 松本産業株式会社の概要・確認資料一覧

II . 審査経過・写真

III . 審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

I. 松本産業株式会社の概要

1. 申請者名称 : 松本産業株式会社
代表取締役 松本 道隆
(所在地) 熊本県人吉市西間上町 2 4 9 5 番地
2. 認定事業体名 松本産業株式会社
3. 認定対象業種 素材生産・販売
4. 沿革・概要

【沿革・概要】

松本産業株式会社は、熊本県人吉市を起点とし、素材生産を専門に行っている事業体である。現在、国有林(九州森林管理局管内)と(社)熊本県林業公社の請負に重点を置いて事業展開している。また民有林の立木買いによる素材生産も実施している。平成の初め頃から、高性能林業機械の導入を図り、作業の安全性、重労働の軽減、若い人材の確保に努めている。

- ・昭和 42 年 松本善市が十条製紙の請負を始める。
- ・昭和 45 年 国有林(人吉営林署)の請負をはじめ。
- ・昭和 47 年 1 月 松本産業有限会社 設立
- ・平成 2 年 高性能機械プロセッサを導入
- ・平成 7 年 フォレストキャリーを導入
- ・平成 19 年 4 月 株式会社に変更。代表を松本善市の次男道隆に変更

○設 立 昭和 47 年 1 月

○資 本 金 5 0 0 万円

○年間売上高 1 4, 5 0 0 万円

○従業員数 役員 2 名、現場 12 名、事務員 1 名 計 15 名

■ 所有機械

No.	機 種	ベースマシン	アタッチメント	導入資金
1	プロセッサ	日立EX120	イワフジGP35A	自己資金
2	プロセッサ	コベルコSK135SR	イワフジGP35A	自己資金
3	グラップル	コベルコSK60	南星BHS-10GMR-6	自己資金
4	グラップル	コマツPC40	南星BHS-MMR-3	改善資金
5	フォワーダ	イワフジU-4BG		
6	フォワーダ	イワフジU-4BG		
7	フォワーダ	イワフジU-4A		

■ 作業班体制

作業班員体制			
益田班 班長 益田 重則 迫田 信吾 白川 政行 下田 正浩 桐木 康弘	茶山班 班長 茶山 茂保 野本 義和 中塚 康文	横井班 班長 横井 武弘 毎床 敏郎 高山 俊明	トラック 尾方 和秀
※ 現場の状況により変更あり			

■取得資格等一覧

①	チェーンソー	13名
②	林業架線作業主任者	5名
③	小型移動式クレーン運転技能講習	11名
④	玉掛け技能講習	12名
⑤	はい作業主任者技能講習	3名
⑥	車輛系建設機械運転	10名

5. 木材・木製品の年間取扱実績

○期間(1年) 平成21年1月1日～平成21年12月31日
○木材・木製品の取扱量 原木(原料)取扱量 14,621m³

○原木入荷先 国有林／九州森林管理局 熊本南部森林管理署
北薩森林管理署
宮崎森林管理署都城支署
社団法人熊本県林業公社

○原木出荷先 肥後木材(株)、人吉木材市場

6. 分別・表示管理体制

認定事業体としての松本産業株式会社の役割は、管轄地域内の認証森林(九州森林管理局管内、社団法人熊本県林業公社管理山林等)での伐採、搬出、山土場検収、運材までを想定している。これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。

松本産業株式会社では、SGEC認証林産物総括管理責任者のもと、「SGEC分別・表示システムの諸規程に則り、認証森林から産出された林産物の適切かつ効率的な利用を目的」とした一元的な「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「認証林産物生産・出荷管理計画」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図っている。

なお、素材生産は、持続可能な森林経営の行われている森林内での作業であることから、実行段階でのマニュアルである「認証森林」伐採・搬出作業マニュアルを作成し、現場職員に対する分別・表示管理の徹底と、「持続可能な森林経営」に対する教育・指導体制を執っていることを確認した。

(主な確認資料)

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画図
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル

II. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 松本産業株式会社の審査経過

松本産業株式会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの
兒島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

【審査申込】

平成22年4月27日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

【認定審査】

平成22年5月25日／書類確認及び現地確認

(場 所)

松本産業株式会社事務所、素材生産現場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	専門審査員	原山洋士
同	同	小邦 徹
同	審査員	宇佐美均

(出席者)

松本産業株式会社 代表取締役 松本道隆

(内 容)

1. 松本産業株式会社事務所において、提出された書類及び資料を受けるとともに、森林認証・分別表示についての説明を行い、SGEC 分別・表示システム諸規定の遵守意志を確認した。
2. 事業の概要、事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 作業現場を順次調査し、伐採、搬出、選別、保管、出荷における安全・林地保全対策、木材の流れ、および現場管理の仕組み等について確認を行った。
4. 現場担当者に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理体制等について聞き取りを行い、実行意思を確認した。

【審査判定】

平成 22 年 6 月 25 日

（委員名）

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事	真柴 孝司

（事務局）

(社) 全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺 政一
同	認証審査センター	児島 裕
同	認証審査センター	野田 昭一
同	認証審査センター	宇佐美 均

（内 容）

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

Ⅲ. 松本産業株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、松本産業株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
2. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体として、「認証材産地出荷証明書」など、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)